

2011年（平成23年）8月施行の「スポーツ基本法」において、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられた。また、障害者スポーツに関する施策を福祉の観点のみならず、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まったこともあり、2014年度（平成26年度）より一部の障害者スポーツ事業は厚生労働省から文部科学省に移管され、その後スポーツ庁が設置された。これらの変化は障害者スポーツに携わる人々の間では非常に大きな進歩として捉えられた。なお、障害者の社会参加やリハにかかわる障害者スポーツ事業については引き続き厚生労働省が所管しており、2020年東京パラリンピック競技大会を見据えた地域の障害者スポーツ環境の整備に向けて、OTやPTを含む医療福祉従事者に対しても期待が高まっているのが現状である。

居住・職場環境によっては、障害者スポーツにかかわりたくてもかかわれないOTも多いと感じる。私自身、オーストラリアでOTの資格を取得し、障害者スポーツの世界でOTとして働く機会を模索した過去があるが、PTやビジネス・マネジメント系の資格や経験なしに障害者スポーツにかかわる機会は得られなかった。2000年にシドニーパラリンピック競技大会を開催したオーストラリアでさえも、日常業務と両立しながら障害者スポーツ領域にかかわるOTはきわめて少なく、障害者アスリートの支援は趣味やボランティアで行う域を出ていなかった。

誰しも苦手な作業・嫌いな作業はあり、運動・スポーツに対して抵抗がある対象者やOTも多いだろう。しかしながら、運動・スポーツが人々の健康にもたらす身体的・精神的効能と意味は計り知れない。障害者スポーツに対する国民の関心や期待が高まってきている昨今、障害がある方の運動・スポーツの機会において、OTが担える、担うべき役割についてより深く考えるヒントとなることを期待して、本増刊号では、OTがどのように障害者スポーツの領域に参画しているのか、OTや各関連職種の方々に執筆をお願いした。OTのおのには、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、高齢者、アスリート等さまざまな対象に、OTとしてどのように支援・関与しているのか情報を提供いただき、また、OTの支えで選手活動を継続している方々、OTと選手を両立している方々にも執筆いただいた。あらためて、OTは専門技術や知識だけでなく、多角的な視点・包括的な思考をもつ専門職であると認識するとともに、OTの幅広い可能性を垣間見ることができたと感じる。

本増刊号を通じて、運動・スポーツの根底にある「身体を動かすこと」を考えるきっかけとなつてほしい。末筆ながら、本増刊号刊行のためにお忙しいなか快く執筆にご協力くださった執筆者各位に心より感謝申し上げる。

2019年7月

編者を代表して

日本作業療法士協会 上 梓